

小論文

注意

- 問題は全部で7ページである。
- 解答用紙に氏名・受験番号を忘れずに記入すること。(ただし、マーク・シートにはあらかじめ受験番号がプリントされている。)
- 解答はすべて解答用紙に記入すること。
- 問題冊子の余白等は適宜利用してよいが、どのページも切り離してはいけない。
- 解答用紙は必ず提出のこと。この問題冊子は提出する必要はない。

マーク・シート記入上の注意

- 解答用紙(その1)はマーク・シートになっている。HBの黒鉛筆またはシャープペンシルを用いて記入すること。
- 解答用紙にあらかじめプリントされた受験番号を確認すること。
- 解答する番号の○を塗りつぶしなさい。○で囲んだり×をつけたりしてはいけない。

解答記入例(解答が1のとき)

1	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>								
---	----------------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

- 一度記入したマークを消す場合は、消しゴムでよく消すこと。×をつけても消したことにならない。
- 解答用紙をよごしたり、折り曲げたりしないこと。

以下の文章を読み、設間に答えなさい。なお、問1・問2・問3の解答は解答用紙（その2）に、また問4の解答は解答用紙（その1）に記入すること。

自分自身の意見や行動について個人がもつ権限の限界は、どこにおくのが正当なのだろうか。社会の権威はどこからはじまるのか。人間の生活のうち、どこまでが個人の領域であり、どこまでが社会の領域なのか。

個人と社会がそれぞれ適切な領域を確保しているといえるのは、それぞれにとってとくに関心が強い部分をみずからの領域としているときである。個人は、生活のうち、主に個人が関心をもつ部分をみずからの領域とすべきであり、社会は、生活のうち、主に社会が関心をもつ部分をみずからの領域とすべきである。

社会は契約に基づいて作られているわけではないし、社会的な義務を根源から説明するために社会契約を想定しても、何の役にも立たない。しかし、人は誰でも社会の保護を受けている以上、その対価を支払う必要があり、社会のなかで生活している実から、各人が他人に対する行動で、ある原則を守る義務を負うことが不可欠になる。遵守すべき原則は第一に、互いに他人の利益を損なわないこと、すなわち、法律に明記されているか暗黙の了解になっているために他人の権利だとみなすべき利益を損なわないことである。第二に、社会かそれを構成する個人を危害と干渉から守るために、公平性の原則のもとで各人が負担すべきものとして決められた労働と犠牲を負担することである。これらの条件は、履行を回避しようとする人にどのような苦痛を与えて、社会が正当に強制できるものである。社会が行えることは、これだけではない。個人の行動は、他人の法律上の権利をおかすほどではなくても、他人に害を与えるか、他人に対する当然の配慮を欠いている場合がある。そうした行動をとった人物は、法律による処罰の対象にはならないが、世論によって糾弾されて当然である。個人の行動に他人の利益に悪影響を与える部分があれば、その部分は社会の領域にすべきものになり、社会が干渉した場合に全体の福祉に好影響を与えるかどうかが議論の対象になる。だが、個人の行動が本人以外の人の利益に影響を与えない場合、あるいは他人がそれを望まないかぎり、他人の利益に影響を与えない場合には、この問題を議論の対象とする理由はない（各人がみな成年に達していて、通常の判断力をもつことが条件になる）。この場合、各人はその行動をとり、その結果に対して責任を負

う自由を、法的にも社会的にも完全に認められてはいけなければならない。

以上の見方は他人に关心をもたない利己的な見方だと考え、人は互いに他人の生活のなかでの行動に关心をもつべきではなく、自分の利益が絡んでこないかぎり、他人の行いの善悪や他人の幸せに关心をもつべきではないと主張しているかのように考えるのは、まったくの誤解である。以上の見方では、他人の幸せのために私心のない努力を傾ける必要が減るどころか、大幅に増えることになる。だが、私心のない善意によって他人を説得し、各人が幸福になれるようにするのであれば、文字通りの意味と比喩的な意味での鞭という手段に頼らなくても、他の手段を探し出せる。わたしは個人のみに關係する徳をけっして過小評価するものではない。こうした徳は、重要性が何かよりも低いとしても、社会的な徳より低いといえるにすぎない。個人のみに關係する徳と社会的な徳を同等に伸ばすことが教育の役割である。しかし教育も、強制という手段だけに頼るわけではない。説得し確信させるという手段を使うことで効果をあげる。とくに、教育を受ける時期をすぎた人に個人のみに關係する徳を教えようとするのであれば、説得し確信させるという手段しか使えない。人は誰でも他人から助力を受けて利害得失を見分けられるようになるのであり、他人から励ましを受けて良いものを選び、悪いものを避けられるようになる。人はたえず刺激を与え合って、高度な能力をもっと活用するようにすべきだし、愚かではなく賢明な目的や計画、堕落ではなく向上をもたらす目的や計画を好み、志す人間になるようにすべきだ。しかし、成人に達した人が自分の人生で自分のために何かをしようとしているとき、そのような行動をとるべきではないと主張する権利は、どの個人も、どの集団ももっていないのである。個人の幸福に最大の关心をもっているのは本人である。他人は、その人にとくに強い愛情をもっているのではないかぎり、本人とくらべて、ごくわずかな关心しかもっていない。社会がひとりの個人にもつ关心は、その人の行動が他人に影響を与えた場合を除いて、ごくわずかでしかないし、まったく間接的なものでしかない。そして自分の感情や状況を理解するという点では、普通の人であれば誰でも、他人とは比較にならないほど豊富な手段をもっている。個人のみに關係する点で、社会が個人に干渉して本人の判断や目的をくつがえそうとするとき、その根拠は一般的な想定のはずである。その想定がまったく間違っていることもあるし、正しいとしても、個人の状況について、外部からみているにすぎない人と変わらない程度の知識し

かもたない人によって、間違って適用されることも少なくないだろう。したがって、人間にかかわる問題のうち個人のみに関係する部分は、個人の行動の領域だとするのが適切である。人間の行動のうち他人に対する行動の部分は、他の人がどう行動するかを各人が予想できるようにするために、一般的な規則がおおむね守られていなければならない。しかし、個人のみに関係する部分では、個人が自発性を自由に發揮する権利をもっている。他人が本人の判断を助けるために配慮し、意志を強めるために励ますことはあるだろうし、配慮や励ましが押しつけがましくなることもあるだろう。だが、最終的な判断をくだすのは本人である。他人の助言や警告を無視して本人が間違いをおかすことがあっても、他人が本人のためだと考えることを強制するのを許容した場合の方が、はるかに大きな害悪をもたらす。

以上のように論じたからといって、個人に対する他人の評価が、本人のみに関係する資質の優劣に影響されなければならないなどと主張するつもりはない。影響されないようにするのは不可能だし、好ましくもない。本人の幸福に役立つ資質に優れた点がある人は、賞賛されるのが当然である。人間性の理想像に近づいているからだ。本人の幸福に役立つ資質に大きな欠陥がある人は、賞賛とは逆の感情をもたれる。その人はかなり愚かなのであり、語弊があるかもしれないが、趣味がかなり下劣で俗惡なのであって、だからといって危害をくわえられてよいということにはならないが、嫌われ、極端な場合には軽蔑されるのは避けられないし、当然もある。逆の資質をかなりの程度もつ人なら、嫌悪と軽蔑の感情をもたないわけにいかないので。誰に対しても不当なことはしていなくても、愚かな人間、程度の低い人間だと感じ、考えないわけにはいかないような行動をとる人がいる。誰でも、他人にそうした感情や考えをもたれるのは避けたいはずなので、悪い結果になりうる点があれば事前に警告するのが本人のためになる親切な行動だという一般原則がこの場合にもあてはまる。もっとも現在の社会通念では、このような親切な行動を自由にとるわけにはいかないし、間違っていると思う点を本人に指摘すると、非礼だとかしゃばりだとか思われかねないのだが。さらに、人は誰でも他人についての否定的な意見に基づいて、他人の個性を抑圧するためではなく、自分の個性を發揮するものとして、さまざまな方法で行動する権利をもっている。たとえば、その人との付き合いを求める義務はない。付き合いを避ける権利をもっている（ただし、避けていることを誇示する権利はない）。人に

は、付き合いたい相手を選ぶ権利があるからだ。誰かの行動か発言が周囲に悪い影響を与える可能性が高いと考えた場合、周囲の人たちに警告する権利があるし、義務がある場合もあるだろう。そうした人には本人の改善に役立つ点で親切にするだけにしておき、その他の点で親切にするときには、その人を後回しにして他の人を優先することができる。したがって、以上のような形で、人は直接には自分だけに関係する点での過ちのために、他人から厳しい扱いを受けることがある。だが、これらはすべて自然なものであり、いうならば過ちの当然の結果なのであって、処罰のために意識的にとられたわけではない。軽率な人、強情な人、自惚れている人、ふつうの収入の範囲内で生活できない人、^{ほうとう}放蕩を自制できない人、感情と知性を高める喜びを犠牲にして動物的な快楽を求める人は、他人に低く評価され、好意をあまりもたれないと覚悟しておかなければならないし、それに抗議する権利はもっていない。例外は、社会でとくに優れた活動を行って他人に好意をもたれるようになっており、個人のみに関係する部分での欠陥に左右されないほど、他人に親切にされる立場を確立している場合だけである。

出典：ジョン・スチュアート・ミル、2011年、『自由論』山岡洋一訳、日経B P社

問 1

本文の主張を 200 字以内の日本語で要約しなさい。

問 2

問 1 で要約した主張に対する論理的な反論を 200 字以内の日本語で述べなさい。

問 3

問 1 と問 2 を踏まえた上で、あなたはどちらの立場に立つか表明し、それを現代の具体的な事例をあげながら 300 字以内の日本語で展開しなさい。

問 4

以下の文章の空欄 **1 | 2** ~ **9 | 10** にあてはまる最も適切な語を、下の語群の中からそれぞれ選び、その番号をマークしなさい。ただし、

1. 同じ番号の空欄には同じ選択肢が入る
2. 語群には正解と無関係な選択肢も含まれている
3. 一桁の番号の選択肢を選ぶ場合は、十の位に「0」をマークすること

凡例 空欄 **11 | 12** の解答として選択肢 4 を選ぶ場合→04 とする

11	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨●
12	①②③●④⑥⑦⑧⑩⑩

よく、「自由」と「わがまま」をはき違えてはならない、と言われる。しかし、両者の間には本質的にどのような違いがあるのだろうか。

日本語の「自由」は、西欧語、特に英語の freedom または liberty の翻訳語である。コウビルド英英辞典（コリンズ社）は freedom について、「Freedom is the state of being allowed to do what you want to do.」と説明している。これに対して liberty は、「Liberty is the freedom to live your life in the way that you want, without interference from other people or the authorities.」となっている。この記述だけを見れば、freedom よりも liberty のほうが少し狭い概念である。すなわち後者には「他の誰か／何かに **1 | 2** されない」という意味が付け加わっている。「自由 liberty」とは、単純に、他人から何の制限も受けない、ということを意味するかのようである。

J・S・ミルの『自由論 On Liberty』（1859年）は、1872年、中村正直によって『自由之理』として翻訳・刊行された。しかし、その時点では日本語の「自由」はまだ確立された訳語ではなかった。柳父 やなぎお 章『翻訳語成立事情』によれば、それは西欧語の freedom や liberty のように「よい意味」の語としてではなく、むしろしばしば「悪い意味」の語、つまり「わがまま」の意の語として受け取られることが多かったというのである。柳父が挙げている具体例は、**3 | 4** の父と称される柳田國男の回想である。どうやらこの例の中に、「自由」と「わがまま」の違いを理解する鍵が

あると思われる。

一つの例を挙げますと、私は五つか六つの頃に、丁度日本に「自由民権」といふ言葉が潮の如くに流れ込んで来る時代に遭遇致しまして、私の家は村であります、或日一人の若い博徒が泥酔して自分の家の門口に寝てしまつて動かぬ、それを立退かせようとして、内からも外からもいろいろな人が手を掛けて起さうとしますと、その人が「自由の権だ」といつて怒鳴つたことを記憶して居ります。これが自由といふ言葉に対する私達の概念を頗る混乱させまして、何だか非常に厭な困つたもののやうに感じ、久しい間その時代の自由民権運動の首領であつた

5 | 6 さんに対する反感のやうなものが抜け切らずに居りました。

(柳田國男『たのしい生活』、1941年、再録『定本 柳田國男集』第30巻、p.188、筑摩書房)

日本国憲法の場合、「自由」は基本的人権の一つであるが、国民各自が自らの権利や自由を勝手気ままに行使してよいのではなく、「公共の 7 | 8 のためにこれを利用する責任」(第12条)が定められている。たとえば「表現の自由」は基本的に保証されるが、他人の名誉やプライバシーを傷つける自由までは許されない。あるいは、建物を建てるとき、どんな建物を建ててもよいのではなく、条例や周囲の環境との関係で建物の高さや建て方などは制約を受ける。ただしこうした場合、何が「公共の 7 | 8 」であり、どのような理由でどこまで人権を制限できるのかを決定するのは難しい。判断には慎重な検討が必要である。

しかし逆に言えば、公共の 7 | 8 に抵触しないかぎりで、個々人には最大限の自由が保証されていかなければならない。「生命、自由及び 9 | 10 追求に対する国民の権利については、公共の 7 | 8 に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(第13条)。先の博徒のように、他人の権利を侵害する自由は誰にもない一方、他人の権利を侵害しないかぎり人は自由なのである。

「自由」と「わがまま」はこのように、「公共の 7 | 8 」概念を分水嶺としているのである。

語群

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1. 福祉 | 2. 秩序 | 3. 利益 | 4. 幸福 |
| 5. 安寧 | 6. 影響 | 7. 干渉 | 8. 無視 |
| 9. 哲學 | 10. 民俗學 | 11. 統計學 | 12. 福沢諭吉 |
| 13. 板垣退助 | 14. 木戸孝允 | 15. 大隈重信 | |